

身体・知的・精神障がい者を対象とした 吹田市会計年度任用職員(チャレンジ雇用)募集要項

令和8年(2026年)2月
吹田市

吹田市では、障がいのある人の雇用や就労を促進するため、身体・知的・精神障がい者を会計年度任用職員(非常勤職員)として雇用する「チャレンジ雇用」(注)を実施します。

(注)「チャレンジ雇用」とは、国や各自治体において、障がいのある人を一定期間雇用し、その経験を活かして一般企業等への就職につなげるものです。就労経験がない方、少ない方、あるいは働いていない期間が長い方などにこの制度を利用していただき、就労に向けて実務経験を積みながら、就労に必要なスキルを身に付けていただきます。

1 採用予定の人数、仕事の内容

対象となる人	採用予定の人数	仕事の内容
身体障がい者	5名	事務補助(データ入力・文書作成などパソコンを使った業務、庶務・経理事務、印刷業務、書類整理、窓口業務等)
知的障がい者		*仕事内容については本人の適性等を考慮して変更する場合があります
精神障がい者		

2 受験資格等

- (1)吹田市内に住んでいる人
- (2)身体障害者手帳、療育手帳(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がいがあると判定されている人を含む。)、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持っている人

(3)次のいずれかに該当する人は受験できません。(地方公務員法第16条(欠格条項))

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・吹田市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(4)年齢、国籍は問いません。

3 勤務条件

身分	会計年度任用職員(非常勤職員)
任用期間	令和8年6月1日から令和9年3月31日まで ※勤務実績によっては、次年度の任用を行う場合があります。 (最長で令和 10 年 3 月 31 日までの、合計 1 年 10 か月の任用になります)
勤務形態	原則として、週4日～5日勤務、1日あたり6時間 15 分～7時間 45 分勤務です(休憩時間は 45 分)。勤務時間及び曜日については相談に応じます。 ※土、日曜日、国民の祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までは休みです。 ※公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、勤務時間以外の時間に勤務を命ずることがあります。

勤務場所	吹田市役所(吹田市泉町1-3-40)他 ※勤務する所属により異なります。
報酬 (地域手当含む)	<u>日額 11,160 円</u> (午前9時から午後5時30分勤務の場合) <u>日額 9,000 円</u> (午前9時から午後4時00分勤務の場合) 等
諸手当等	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、通勤手当、期末手当・勤勉手当等が支給されます。
休暇	勤務日数及び任用期間に応じて年次休暇等を付与(最大10日) 就職活動のための特別休暇を付与(月4日) その他、病気休暇や夏期休暇など特別休暇があります。
社会保険等	健康保険・厚生年金・雇用保険等
服務	地方公務員法の服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 「秘密を守る義務」や「政治的行為の制限」等が課せられます。
その他	原則として任用後1か月の条件付採用期間があります。

※任用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

4 試験の日時・会場・内容・合格発表

試験日時	一次試験…令和8年3月上旬頃 二次試験…令和8年3月下旬頃 日時については、人事室から応募者に別途連絡します。
試験会場	吹田市役所本庁舎 (応募者数の都合により変更となる場合があります。)
試験内容	一次試験…個別面接 二次試験…個別面接、実技試験(実際の仕事場をイメージしたデータ入力や軽作業等)
持参する物	・受験票 ・筆記用具(鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)

※1 受験資格のないことが判明した場合は合格を取消します。また、申込みの内容及び受験に係る提出書類等に虚偽が認められた場合には、合格を取消すことがあります。

※2 合格から任用までの間に、任用することにふさわしくない非違行為等があった場合は、任用しません。

※3 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

5 合格発表

試験	発表予定日	発表方法
一次試験	令和8年3月19日(木)	吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にのみ本人あてに文書等で通知します。
二次試験	令和8年3月31日(火)	吹田市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者にのみ本人あてに文書等で通知します。

6 申込手続

(1)インターネット申込みの場合

受付期間	令和8年2月1日(日)から令和8年2月20日(金)まで ※受験票は2月26日以降にメールに添付して送ります。3月6日に なっても届かない場合は、人事室人事担当まで電話またはメール で確認してください。 電話番号:06-6384-1400(直通)
申込方法	①吹田市ホームページの「人事・職員採用」ページ内に設けた申込 フォームから必要事項を入力します。 (利用者登録は必要ありません。) ②写真(縦 4cm×横 3cm)※上半身、脱帽、正面向き、半年以内に 撮影したものをアップロードします。 ③身体障害者手帳、療育手帳(障害者職業センター等の公的判定機 関で知的障がいがあると判定されている人については判定書)、

	<p>精神障害者保健福祉手帳いずれかの写真を提出書類の添付にアップロードします。</p> <p>※本人の手帳であることが確認できる部分(顔写真、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分の写真</p> <p>④申込フォームから手続きを行った後に「申込完了通知メール」が吹田市から自動送信されます。「申込完了通知メール」が届かない場合は、申込手続きに不備がある可能性があります。吹田市総務部人事室人事担当(直通:06-6384-1400)までご連絡ください。</p>
注意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・入力には一定の時間制限がありますので、事前に入力項目を確認した上で行ってください。 ・受付期間中は 24 時間申込可能ですが、システムの保守等を行う必要がある場合、重大な障害等が起こった場合等は事前の通知を行うことなく、システムの運用を停止する場合があります。 ・スマートフォン等でドメイン指定受信設定をしている場合、ドメイン指定を解除し、「@apply.e-tumo.jp」からのメールを受信できるように設定をしてください。

(2)インターネット申込みができない場合

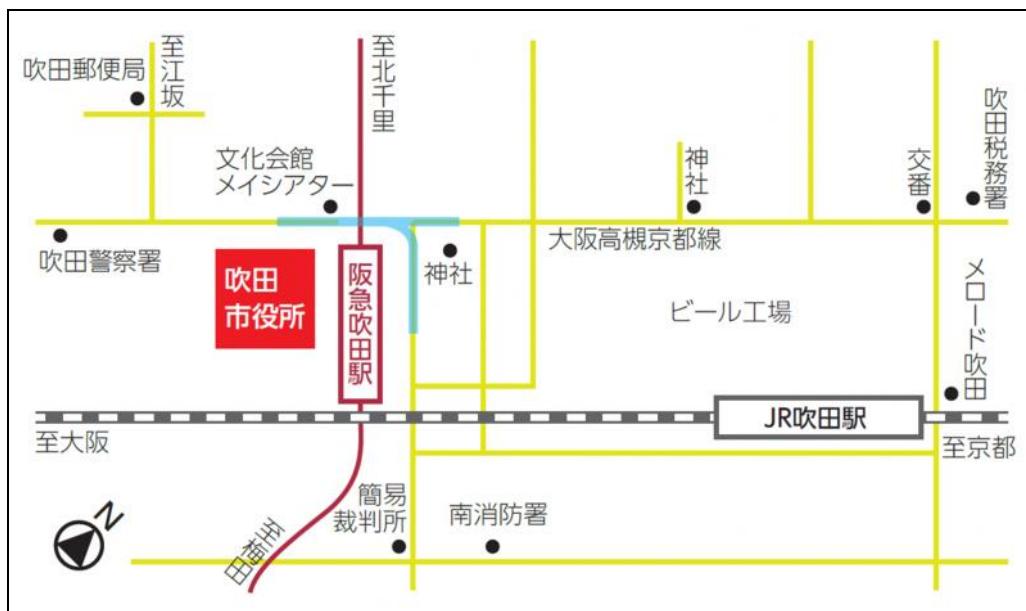
受付期間	<p>令和8年2月1日(日)から令和8年2月20日(金)まで (最終日消印有効)</p> <p>※受験票は2月26日以降に郵送します。3月6日になっても届かな</p>
------	---

	<p>い場合は、人事室人事担当まで電話で確認してください。</p> <p>電話番号:06-6384-1400(直通)</p>
提出書類	<p>① 身体、知的、精神障がい者を対象とした吹田市会計年度任用職員(チャレンジ雇用)申込書(写真貼り付け)</p> <p>②身体障害者手帳、療育手帳(障害者職業センター等の公的判定機関で知的障がいがあると判定されている人については、判定書)、精神障害者保健福祉手帳いずれかのコピー</p> <p>※本人の手帳であることが確認できる部分(顔写真、氏名、生年月日が記載されたページ)及び手帳の種類が確認できる部分のコピーを送付してください。</p> <p>③受験票返信用封筒</p> <p>長型3号(23.5 cm×12cm)の封筒に 110 円切手を貼り、受験者の郵便番号、住所、氏名【氏名の後ろに「様」を記入してください】を記載しておいてください。</p>
申込方法	<p>上記①～③の書類を封筒に入れ、下記申込先に郵送してください。</p> <p>なお、封筒の表に「会計年度任用職員(チャレンジ雇用)申込書在中」と赤字で書き、必ず「簡易書留」又は「特定記録郵便」で郵送してください。</p>
申込先	<p>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 総務部人事室 宛</p>

7 その他

- (1)就業場所となる吹田市役所本庁舎等は敷地内禁煙です。
- (2)本申込に関する提出書類は一切お返ししません。
- (3)試験の際に何らかの配慮を希望される方は、申込書に記入してください。
- (4)試験に際して市が収集する個人情報は、今回の試験の円滑な遂行のためにのみ用い、それ以外の目的には一切使用しません。また、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。
- (5)天候等の状況により試験の実施が危惧されるときは、お問い合わせください。

8 吹田市役所本庁舎周辺図



【問合せ先】

吹田市役所 総務部人事室人事担当
住所 〒564-8550
吹田市泉町1-3-40
電話番号 06-6384-1400(直通)
F A X 06-6337-1631
メールアドレス:so_jinji@city.suita.osaka.jp